

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書 概 要

1. 法人名等

法人名	学校法人拓殖大学
法人代表者	理事長 福田 勝幸
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-3947-7111

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
- 理事長・常務理事懇談会
- 常務理事会
- 監事会
- 理事会
- 評議員会 、 ○公表（ホームページ）
- 報告（私大連）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>本学の建学の理念「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成」を具現化するため、中長期計画策定のもと、設定した基本戦略及び達成目標に基づき、個別計画の推進・実行に取り組んでいる。</p> <p>それぞれの個別計画については、進捗状況等により柔軟に見直しを行い、毎年度事業報告書において公表している。</p> <p>こうした自律的な大学運営の取り組みを継続的に実行することにより、本学独自の特色のある教育研究活動が実現される。</p>

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人は、建学の理念にもとづく特色ある大学教育研究活動を実践するため、「教育ルネサンス2020」に引き続き中長期計画「教育ルネサンス2030」を策定した。</p> <p>本計画は、理事・教員・職員が一体となった「2030教学経営会議」が主体となり、現在社会で求められている有為の人材育成のための基本事項の検討が重ねられ、教学、人事、施設、財務にかかる基本戦略、個別計画が明示されており、毎年度進捗状況の確認と必要に応じて計画を見直している。</p> <p>また、その内容は冊子の配布やウェブサイトへの公開により学内外に公表している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>建学の理念、教育目標、3つの基本方針等に基づき、「国際性」「専門性」「人間性」を具え、グローバルな舞台で活躍できる国際人材「拓殖人材」の育成を目指している。</p> <p>また、「拓殖大学社会連携・社会貢献の方針」に基づき、教育・研究の成果等の知的・物的資源の社会への還元を推進している。</p>

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>建学の理念に基づく人材育成を踏まえた教育目標、3つの基本方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を策定するとともに具体的な達成目標や行動指針を明確にしている。</p> <p>これらの方針等に基づき教育研究活動を実施し、社会の発展に貢献できる有為の人材育成に努めている。</p> <p>取り組みの進捗状況については、「内部質保証委員会」が中心となり自己点検・評価を実施し、改革・改善に取り組んでいる。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>社会貢献への取り組みについては、地方自治体（文京区・八王子市）との連携による市民対象講座、本学研究所主催による社会人対象講座、高校生を対象としたアジア言語講座や全国高校生・留学生作文コンクールを開設しているほか、産学連携センター及び地域連携センターの設置、指定緊急避難場所（八王子市）の提供など社会・地域への貢献活動強化に努めている。また、地域連携センターにおいては、地域社会の課題等について調査・研究を行うと共に、地域社会との交流・協働に努めている。</p> <p>さらに、学生の課外活動団体である麗澤会にボランティア部を創設し大規模災害時の支援活動体制作りや、新たな取り組みとして学生・職員が一体となって活動するオレンジプロジェクトチームを展開するなど、多方面から社会・地域への貢献を行う体制を構築している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

<p>遵守状況</p>	<p>「遵守」</p>
<p>基本原則の遵守方法に係る説明</p>	<p>監査機能の実質化を図るため、定期的な監事会を開催すると共に、監事、会計監査人、内部監査室の三様監視体制による相互抑制機能を整備し、法令遵守の実効性に影響を及ぼし得る事項については学外の弁護士や社会保険労務士等の専門家へ相談する体制を整えている。</p> <p>ステークホルダーへの理解については、本学の「情報公開規程」に基づき、教育や経営に係る情報をウェブサイトやソーシャルメディア等にて広く公開することで周知の工夫と改善を図っている。</p>

遵守原則 3 - 1 法令の遵守、社会貢献

<p>遵守状況</p>	<p>「遵守」</p>
<p>エクस्पラインの種類</p>	<p>コードの記載通りの方策により遵守している</p>
<p>遵守原則の遵守方法に係る説明</p>	<p>監査機能の向上と監事機能の実質化を図るため、常任監事を置くとともに、日本私立大学連盟による監事監査ガイドラインを参考とした監事監査計画・監査報告書を作成し、法令遵守状況を確認している。</p> <p>監事は、理事会（月1回）と評議員会（年2～3回）に出席し、さらに常任監事は常務理事会（週1回）にも出席することにより業務執行状況の把握と意見を述べる仕組みが構築されている。</p> <p>監事会は概ね月に1回開催され監事間の連携が図られているほか、会計監査人や内部監査室との協議の場を定期的に設けている。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人においては重要な案件については、常任監事が出席する常務理事会、監事が出席する理事会、評議員会において適宜、報告、説明、審議が行われており、理事会においては学外理事の意見も積極的に聴取している。</p> <p>法令遵守の実効性に影響を及ぼし得る事項については、学外の弁護士、社会保険労務士等の専門家へ相談する体制を整備している。</p> <p>また、内部チェック機能を担う内部監査室が、監査機能向上のために監事との協力体制を整え、さらに監事、会計監査人、内部監査室の三様監査体制による相互抑制機能が働く体制を整備している。</p> <p>コンプライアンスの観点から「研究倫理ガイドライン」、「学術研究不正防止計画」、「公益通報等に関する規程」を整備し運用している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「情報公開規程」に基づき、教育や経営に係る基本情報（認証評価結果、財務書類、事業報告書、中長期計画等）をウェブサイト等で公開している。</p> <p>また、教育研究、社会貢献などの多様な取り組みについては、事務局広報室が各学部選出の委員で構成される広報委員会と連携をとりながら、ウェブサイトやソーシャルメディア、出版物、プレスリリースなどを活用して積極的な情報発信を行っている。</p> <p>公表した情報に関する外部からの問い合わせがある場合の窓口もウェブサイト等に設けており、社会とのコミュニケーションツールとして活用している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>大学の教育研究活動の継続性を実現するため、ガバナンスに係る諸規定（寄附行為、評議員会運営細則、理事会細則、常務理事会運営規程、拓殖大学教学組織規程、大学教学会議規程、拓殖大学大学院委員会等規程、拓殖大学教授会規程等）に基づいた大学運営に努めている。</p> <p>また、中長期計画「教育ルネサンス2030」で財政基盤の安定化、経営基盤の強化を図り、教育の質の向上と教育組織の改革改善に取り組んでいる。</p>

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>大学運営のガバナンスに係る諸制度については、基本となる寄附行為において定められているほか、評議員会に関しては「評議員会運営細則」、理事会に関しては「理事会細則」、理事会の下で日常の業務執行を担う常務理事会に関しては「常務理事会運営規程」に基づいて運営している。教学運営については、「拓殖大学教学組織規程」「大学教学会議規程」「拓殖大学大学院委員会等規程」「拓殖大学教授会規程」「拓殖大学内部質保証委員会規程」等で役割・権限・責任を明確化している。</p> <p>また、業務執行に際しての権限については「理事長等の業務基準及び専決事項に関する内規」に基づいて執行されている。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政基盤の安定化、経営基盤の強化は、学校法人そのものが本質的に限られた収入構造にあることから、社会から求められる人材育成を行うことに尽きるため、中長期計画「教育ルネサンス2030」に基づいて弛まぬ教育の質の向上と教育組織の改革と、集中的な資金投資を推進し、経営基盤の強化に努めている。</p> <p>寄付金については、これまでの創立120周年の周年事業としての募金から、募集目的に学生の奨学支援事業を明示し募金金額や寄付者の利便性を考慮した手続きに見直すなど「寄付を受ける」から人材育成のための「寄付を募る」へと転換して寄付金の獲得に努めている。</p> <p>資金運用については、「資金運用規程細則」に基づいて安全性を旨として運用を行っている。</p> <p>また、情報セキュリティ、自然災害や感染症などの危機発生時の対応については、対応マニュアルや規程を整備しリスク管理に努めているほか、災害時の備蓄品の計画的整備を行っている。</p>

2. 追加事項

特になし